

令和元年

第5回日向市議会(定例会)議案

11月29日

日向市

も く ろ く

議案第105号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………	1
議案第106号	日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	17
議案第107号	日向市消防団条例の一部を改正する条例……………	20
議案第108号	日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………	21
議案第109号	日向市中小企業・小規模企業振興基本条例……………	22
議案第110号	公有水面埋立に係る意見について……………	27
議案第111号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	28
議案第112号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	29
議案第113号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	30
議案第114号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	31
議案第115号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	32
議案第116号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	33
議案第117号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	34
議案第118号	日向市公の施設の指定管理者の指定について……………	35
議案第119号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	36
議案第120号	令和元年度日向市一般会計補正予算（第4号）……………	別冊
議案第121号	令和元年度日向市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第122号	令和元年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(日向市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 日向市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年日向市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) [略] (公平委員会の報告事項) 第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、市の揭示場(日向市公告式条例(昭和40年日向市条例第17号)別表に定める揭示場をいう。)に揭示して行う。	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) [略] (公平委員会の報告事項) 第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 不利益処分に関する審査請求の状況 (公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、市の揭示場(日向市公告式条例(昭和40年日向市条例第17号)第2条第2項に定める揭示場をいう。)に揭示して行う。

(日向市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 日向市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和41年日向市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2・3 [略]	第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2・3 [略] 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「<u>法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内</u>」とする。

(日向市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 日向市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和41年日向市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 減給は、1日以上6箇月以下給料の10分の1以下を減ずるものとする。 第4条 停職の期間は、1日以上6箇月以下とする。 2・3 [略]	第3条 減給は、1日以上6月以下給料（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日向市条例第52号）第18条第1項に規定する基本報酬の額</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。 第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。 2・3 [略]

(公益的法人等への日向市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への日向市職員の派遣等に関する条例（平成18年日向市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する <u>条件付採用期間中の職員</u> （規則で定める職員を除く。）	(3) 地方公務員法第22条に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員（規則で定める職員を除く。）
(4)・(5) [略]	(4)・(5) [略]

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員（規則で定める職員を除く。）	(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員（規則で定める職員を除く。）
(4)・(5) [略]	(4)・(5) [略]

(日向市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) [略]

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) [略]

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子）をいう。

以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）

（第2条の4の規定に該当する場合には、2歳

に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあって

は、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないこ

とが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育す

る子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子につ

いて当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子

の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）におい

て育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている

非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に

引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当

該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間

の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 [略]

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の

1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達
日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その
他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等
育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子
について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とさ
れた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休
業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する
日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休
業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数を
いう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職
員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定
により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算
した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であると
きは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が
当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合
に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場
合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の
末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末
日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児
休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の
翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当
してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている
非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引
き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き
続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようと
する場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子
の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常
勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日
後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業を

している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2）当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第2条の5 [略]

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）～（6） [略]

（7）第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。

（8）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている

第2条の3 [略]

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）～（6） [略]

非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 日向市一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年日向市条例第5号。

以下「給与条例」という。)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 日向市一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年日向市条例第5号。

以下「給与条例」という。)第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認) 第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりに</u>において、30分を単位として行うものとする。 2 [略]	ア <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u> (部分休業の承認) 第21条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりに</u>において、30分を単位として行うものとする。 2 [略] 3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を理由として勤務しない場合又は介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u>
--	---

(日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 日向市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項の</u>規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項の</u>規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	職名		報酬の区分	報酬の額
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号の規定に該当	教育委員会委員		月額	57,000円
	選挙管理委員会	委員長	月額	49,000円
		委員	月額	37,500円
		補充員	日額	6,400円
	監査委員	議会選出委員	月額	42,000円
		識見を有する者のうちから選任された委員	月額	182,000円
	農業委員会	会長	月額	57,000円に、市長が別に定める額を加算した額
		副会長	月額	49,000円に、市長が別に定める額を加算した額
		委員	月額	45,000円に、市長が別に定める額を加算した額
	公平委員会委員		日額	6,400円
	固定資産評価審査委員会委員		日額	6,400円
	固定資産評価員		日額	6,400円
地方公務員法第3条第3項第2号の規定に該当	総合計画審議会委員		日額	6,400円
	国土利用計画審議会委員		日額	6,400円
	男女共同参画推進審議会委員		日額	6,400円
	行政不服審査会委員		日額	8,000円
	情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	8,000円
	日向市議会情報公開審査会委員		日額	8,000円
	個人情報保護審議会委員		日額	6,400円
	防災会議委員		日額	6,400円
	国民保護協議会委員		日額	6,400円
	特別職報酬等審議会委員		日額	6,400円
	公務災害補償等認定委員会委員		日額	6,400円
	公務災害補償等審査会委員		日額	6,400円
	退職手当審査会委員		日額	6,400円
	住居表示審議会委員		日額	6,400円
	交通安全対策会議委員		日額	6,400円
	国民健康保険運営協議会委員		日額	6,400円
	ウラン対策専門委員		日額	8,300円
	環境保全審議会委員		日額	6,400円
	廃棄物減量等推進審議会委員		日額	6,400円
	民生委員推薦会委員		日額	6,400円
	子ども・子育て会議委員		日額	6,400円
	伝染病予防委員		日額	6,400円
	日向入郷地域介護認定審査会委員		日額	20,000円以内で市長が定める額
	日向入郷地域障害者給付認定審査会委員		日額	20,000円以内で市長が定める額
	企業立地促進審議会委員		日額	6,400円
	農村交流館運営審議会委員		日額	6,400円
	都市計画審議会委員		日額	6,400円
	景観審議会委員		日額	6,400円
	建築審査会委員		日額	6,400円
	空家等対策審議会委員		日額	6,400円

	土地区画整理施行地区町界・町名・地番整理委員会委員	日額	6,400円
	土地区画整理審議会委員	日額	6,400円
	土地区画整理法に基づく評価員	日額	6,400円
	賞じゅつ金等審査委員会委員	日額	6,400円
	消防団員公務災害補償審査会委員	日額	6,400円
	水防協議会委員	日額	6,400円
	上下水道料金等審議会委員	日額	6,400円
	学校運営協議会委員	年額	12,000円
	就学支援委員会委員	日額	6,400円
	小中学校通学区域審議会委員	日額	6,400円
	日向東臼杵いじめ問題対策専門家委員会委員	日額	10,000円
	日向・東臼杵いじめ問題再調査委員会委員	日額	10,000円
	社会教育委員	日額	6,400円
	文化功労者選考審査会委員	日額	6,400円
	文化財保存調査委員会委員	日額	6,400円
	歴史民俗資料館運営審議会委員	日額	6,400円
	伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	日額	6,400円
	伝統的建造物群保存地区施設運営審議会委員	日額	6,400円
	公民館運営審議会委員	日額	6,400円
	スポーツ推進委員	日額	6,400円以内で市長が定める額
	学校給食センター運営審議会委員	日額	6,400円
	図書館協議会委員	日額	6,400円
	農地利用最適化推進委員	月額	45,000円に、市長が別に定める額を加算した額
地方公務員法第3条第3項第3号の規定に該当	学校評議員	日額	3,000円
	学校医	年額	基本額を150,000円とし、勤務する学校の児童生徒数、出校数、勤務の内容等を勘案して市長が定める額を加算した額
	学校歯科医	年額	基本額を100,000円とし、勤務する学校の児童生徒数、出校数等を勘案して市長が定める額を加算した額
	学校薬剤師	年額	基本額を80,000円とし、出校数を勘案して市長が定める額を加算した額
	上記以外の者	日額	15,000円以内で市長が定める額
地方公務員法第3条第3項第3号の2の規定に該当	選挙長	1回	10,800円
	投票所の投票管理者	日額	12,800円
	期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円
	開票管理者	1回	10,800円
	投票所の投票立会人	日額10,900円。ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間であん分した額	
	期日前投票所の投票立会人	日額9,600円。ただし、途中で交替した場合は、事務に従事した時間であん分した額	
	開票立会人	1回	8,900円
	選挙立会人	1回	8,900円

(日向市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 日向市職員等の旅費に関する条例（昭和41年日向市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、公務のために旅行する職員（<u>非常勤の特別職を除く。</u>）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。 (旅費の支給) 第3条 [略] 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)・(2) [略] 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号から第5号まで又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u> 4～6 [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、公務のために旅行する職員（非常勤の特別職及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。 (旅費の支給) 第3条 [略] 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</u> (1)・(2) [略] 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u> 4～6 [略]

(日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日向市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第32条 [略]	第32条 [略] (パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償) 第33条 <u>パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。</u>

2 旅行に係る費用弁償の支給については、日向市職員等の旅費に関する条例
(昭和41年日向市条例第26号)の例による。

第34条・第35条 [略]

第33条・第34条 [略]

(日向市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 日向市職員の退職手当に関する条例(昭和38年日向市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)	
第2条 [略]	第2条 [略]	
2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病氣(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。 (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼ	2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病氣(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼ	

す影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

第20条 [略]

す影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

（会計年度任用職員に関する読替え）

第20条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する第4条第2項及び第5条の4の規定の適用については、第4条第2項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年日向市条例第2号）第2条の2」と、第5条の4中「地方公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」と読み替えるものとする。

第21条 [略]

（日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第11条 日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（補償基礎額） 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) [略]	（補償基礎額） 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) [略] (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 日向市上下水道局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 [略] (給料表) 第3条 [略] 2 [略] 3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。 (退職手当) 第15条 [略] 2 退職手当は、次の各号の<u>一</u>に該当する者には支給しない。 (1) [略] (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者 (3) [略] 3・4 [略] (非常勤職員の給与) 第18条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、	(給与の種類) 第2条 日向市上下水道企業職員で常時勤務を要するもの、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与は、法第38条の趣旨により定めるものとし、その種類は、給料及び手当とする。</u> 2・3 [略] (給料表) 第3条 [略] 2 [略] (退職手当) 第15条 [略] 2 退職手当は、次の各号の<u>いずれかに該当する者には支給しない。</u> (1) [略] (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者 (3) [略] 3・4 [略] (会計年度任用職員の給与) 第18条 第2条の規定にかかわらず、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に</u>

予算の範囲内で給与を支給する。	掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。
2 第2条の規定にかかわらず、<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</u>	2 第2条の規定にかかわらず、<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</u>
3 第15条第1項の規定にかかわらず、<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する退職手当は、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</u>	3 第15条第1項の規定にかかわらず、<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対する退職手当は、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。</u>
(再任用職員等についての適用除外) 第19条 第6条、第6条の3及び第15条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。</u>	(再任用職員等についての適用除外) 第19条 第6条、第6条の3及び第15条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。</u>

(日向市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 日向市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年日向市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類及び基準) 第2条 [略] 2 現業職員の給与の額及び支給方法は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）の適用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準としてその職務と責任の特殊性を考慮して市長が規則で定める。	(給与の種類等) 第2条 [略] 2 現業職員の給与の額及び支給方法は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）及び日向市職員の退職手当に関する条例（昭和38年日向市条例第1号）の例による。

3 臨時の職にある現業職員の給与については、常勤の現業職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。	(会計年度任用職員の給与) 第3条 前条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与に関しては、日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日向市条例第52号）の例による。 2 前条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与に関しては、日向市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び日向市職員の退職手当に関する条例の例による。 第4条 [略]
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中日向市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号及び第7条の改正規定、第8条中日向市職員等の旅費に関する条例第3条第2項及び第3項の改正規定、第10条中日向市職員の退職手当に関する条例第12条第2号の改正規定並びに第12条中日向市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の規定による改正後の日向市議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年日向市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表第 1 (第 3 条関係)

機関	事務
1 ～ 8 [略]	[略]

別表第 2 (第 3 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 ～ 26 [略]	[略]	
27 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
28 ～ 30 [略]	[略]	

改正後

別表第 1 (第 3 条関係)

機関	事務
1 ～ 8 [略]	[略]
9 市長	日向市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年日向市条例第5号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	日向市小災害見舞金及び弔慰金に関する条例（昭和49年日向市条例第6号）による見舞金又は弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 (第 3 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 ～ 26 [略]	[略]	
27 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
28 ～ 30 [略]	[略]	

18

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市消防団条例の一部を改正する条例

日向市消防団条例（昭和41年日向市条例第48号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>980人</u> とする。	(定員) 第2条 団員の定員は、 <u>950人</u> とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（平成20年日向市条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(受給資格証の交付) 第6条 市長は、前条の規定による申請があつた者について、母子及び父子家庭等の対象者であること及び第3条各号に掲げる要件のすべてに該当すること（以下「受給資格」という。）を認めたときは、その者（以下「受給資格者」という。）の氏名等を記載した受給資格証を交付するものとする。 <u>2. 受給資格証は、毎年8月1日に更新する。</u>	(受給資格証の交付) 第6条 市長は、前条の規定による申請があつた者について、母子及び父子家庭等の対象者であること及び第3条各号に掲げる要件のすべてに該当すること（以下「受給資格」という。）を認めたときは、その者（以下「受給資格者」という。）の氏名等を記載した受給資格証を交付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市中小企業・小規模企業振興基本条例

日向市は、天然の良港「細島港」や神武天皇お舟出の地として知られる「美々津港」などを有し、古くから海上交通の要衝として栄え、耳川流域の豊かな森林資源を全国に送り出す玄関口として、また、日向・東臼杵圏域の中心地として発展してきました。

戦後の高度経済成長期以降は、重要港湾「細島港」を中心に、港湾や高速道路の整備促進、物流機能の強化、企業誘致の推進など産業振興に積極的に取り組むことで、製造業をはじめとする多様な商工業が栄え、東九州を代表する港湾工業都市として成長しました。

また、温暖で豊かな自然環境を生かした農林水産業や観光産業も盛んであり、港湾を核とする活力あふれる商工業と豊かな自然が育む農林水産業や観光産業がバランスよく融合する住みよいまちとして更なる発展が期待されています。

このような本市産業の発展過程において、本市の企業の大部分を占める中小企業及び小規模企業は、地域経済と雇用の基盤を支えるのみならず、市民の多様な需要に対応した商品やサービスの提供、優れた技術や技能の伝承、地域の祭りや文化などの担い手としての貢献など、地域社会の発展と市民生活の向上に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は、地域間競争や国際競争の激化、産業構造や価値観の急速な変化、人口減少による市場の縮小、事業承継の困難化など極めて厳しい状況にあります。

このような中、本市の中小企業及び小規模企業が持続的に発展していくためには、中小企業及び小規模企業自らの創意工夫と努力により、産業構造や経営環境の変化に果敢に挑戦していくことが必要であり、私たち市民は、中小企業及び小規模企業の振興が本市の発展には不可欠であることを理解し、全市を挙げて応援し、支えていかなければなりません。

そこで、中小企業及び小規模企業の振興を本市の重要課題として位置づけ、施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業及び小規模企業の発展により市民が豊かで安心して暮らせるまちを目指すため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市経済における中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の役割の重要性に鑑み、中小企業等の振興に関する基本理念を定め、市の責務並びに中小企業等、経済団体、大企業、大規模小売店舗設置者等、金融機関、教育機関等及び市民の役割等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 経済団体 商工会議所法(昭和28年法律第143号)第2条第1項に規定する商工会議所、商工会法(昭和35年法律第89号)第4条に規定する商工会その他地域経済の振興を行う団体をいう。
- (4) 大企業 中小企業等以外の事業者(金融機関を除く。)で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 大規模小売店舗設置者等 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗で営業する小売業者で、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者で、市内に本店又は支店を有するもの並びに日本政策金融公庫及び宮崎県信用保証協会をいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項に規定する公共職業能力開発施設をいう。
- (8) 市民 次のいずれかに該当する者をいう
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人又は法人その他の団体

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業等の自主的な努力及び創意工夫が促進されるものであること。
- (2) 中小企業等が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として市民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われるものであること。
- (3) 国、県、市その他関係機関との連携及び適切な役割分担の下、中小企業等及び市民との協働により行われるものであること。
- (4) 経済的社会的環境の変化に的確に対応するものであること。
- (5) 自然環境、地場産品、人材、技術、産業構造その他本市が有する資源を総合的に活用して地域内の経済循環の促進が図られるものであること。
- (6) 小規模企業の振興については、小規模企業の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行われるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を立案し、及び実

施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業等の振興に関する施策の立案及び実施に当たっては、国、県、経済団体、大企業、金融機関その他の関係機関との連携に努めるものとする。
- 3 市は、小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。
- 4 市は、中小企業等が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業等の連携及び事業の共同化の促進に努めるものとする。
- 5 市は、中小企業等が生産又は販売を行う商品・サービスの市内における購入促進を図るとともに、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業等の受注機会の確保に努めるものとする。

（中小企業等の努力及び役割）

第5条 中小企業等は、自主的な努力及び創意工夫により、経済的社会的環境の変化への対応及び経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業等は、雇用環境の整備並びに雇用の維持及び創出に努めるとともに、事業活動に必要な人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業等は、地域の関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 中小企業等は、地域社会の一員として地域社会への貢献及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 5 中小企業等は、地域経済の振興を行う経済団体への加入等により、その活動に協力するよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第6条 経済団体は、中小企業等の経営の向上及び改善への支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 経済団体は、中小企業等の起業及び創業並びに事業承継に対し、積極的な支援に努めるものとする。
- 3 経済団体は、中小企業等の組織化並びに相互の連携及び関係機関との連携を促進するよう努めるものとする。

（大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割）

第7条 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、中小企業等が、地域経済において果たす役割の重要性を理解し、中小企業等との連携を図るとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、中小企業等との共存共栄を基に、地域社会の一員として、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。
- 3 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、中小企業等が生産又は販売を行う商品・サービスの積極的な活用に努めるものとする。

- 4 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、地域経済の振興を行う経済団体への加入等により、その活動に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第8条 金融機関は、中小企業等の円滑な資金調達及び経営の向上を積極的に支援することにより中小企業等の振興に寄与するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、中小企業等の起業及び創業並びに事業承継に対し、積極的な支援に努めるものとする。

- 3 金融機関は、中小企業等が地域経済において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関等の役割）

第9条 教育機関等は、社会見学、職場体験活動等の職業に関する理解を深める学習及び離職者又は在職者への職業訓練を通じて、健全な職業観及び勤労観の醸成並びに職業能力の向上に寄与し、地域の次世代を担う人材の育成及び地域内への就職促進に協力するよう努めるものとする。

- 2 教育機関等は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第10条 市民は、中小企業等が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、並びに地域社会の担い手として市民生活を支える重要な存在であることを理解し、中小企業等が行う事業及び社会貢献に関心を持つとともに、その商品の購入又はサービスの利用などにより、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（基本方針及び実施状況の公表）

第11条 市は、次に掲げる事項を基本方針として、これに基づき中小企業等の振興に関する施策を推進するものとする。

- （1） 中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- （2） 中小企業等の経営基盤の安定強化及び事業承継の促進を図ること。
- （3） 中小企業等への資金供給の円滑化を図ること。
- （4） 中小企業等の起業及び創業並びに新たな事業の分野への進出の促進を図ること。
- （5） 中小企業等が行う技術開発及び新商品・新サービスの開発の促進を図ること。
- （6） 中小企業等の活用により地域内の経済循環の創出を図ること。
- （7） 中小企業等による地域の農林水産物をはじめとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進を図ること。
- （8） 中小企業等の販路拡大及び取引拡大の促進を図ること。
- （9） 中小企業等の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること。

- 2 市は、前項に規定する基本方針に基づいて推進した施策のうち、主なものの実施状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

（中小企業振興会議）

第12条 市は、中小企業等の実態を把握し、第2条各号に掲げる者から意見を聴くため、日向市中小

企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

- 2 市は、振興会議で協議された意見を尊重して、中小企業等の振興に関する施策を推進する。
- 3 第2条各号に掲げる者は、自主的な努力及び創意工夫により、振興会議で協議された意見、施策等の実現に努めるものとする。
- 4 振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（財政上の措置）

第13条 市は、中小企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 日向市中小企業振興条例（昭和51年日向市条例第19号）は、廃止する。

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

公有水面埋立に係る意見について

下記のとおり、細島港港湾区域に係る公有水面埋立について、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により細島港港湾管理者（宮崎県）から意見を求められたので、異論のない旨を回答したい。

記

出 願 人	宮崎県
埋 立 位 置	日向市竹島町 2 番 1 の地先公有水面
埋 立 面 積	9, 143.53 m ²
埋 立 地 の 用 途	ふ頭用地

令和元年 11 月 29 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

若山牧水記念文学館、若山牧水生家

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市東郷町坪谷 1 2 7 1 番地

団体名 日向若山牧水顕彰会

代表者 会長 那須 文美

3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 1 月 2 9 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市体育センター、日向市武道館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	宮崎市生目台西 3 丁目 4 番地 2
団体名	株式会社 文化コーポレーション
代表者	代表取締役 齊藤 総一郎

3 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 1 月 2 9 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

お倉ヶ浜総合公園、大王谷運動公園

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字日知屋682番地200

団体名 宮崎県造園協会

代表者 会長 黒木 絹子

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市牧水公園交流施設

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市東郷町坪谷 1 2 6 7 番地
団体名	株式会社 東郷町ふるさと公社
代表者	代表取締役 黒木 秀樹

3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 1 月 2 9 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市日向岬グリーンパーク

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市大字日知屋682番地200
団体名	宮崎県造園協会
代表者	会長 黒木 絹子

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市石並川キャンプ場

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	宮崎市生目台西三丁目4番地2
団体名	株式会社 文化コーポレーション
代表者	代表取締役 齊藤 総一郎

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市農村交流館及び塩見農村公園

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市大字塩見 1 4 2 7 3 番地 4
団体名	塩見まちづくり協議会
代表者	会長 松木 親則

3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 1 月 2 9 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市畜産資源リサイクルセンター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所	日向市大字塩見11974番地1
団体名	株式会社 JAファームひゅうが
代表者	代表取締役 藤本 隆康

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

和解及び損害賠償の額の決定について

次の事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求める。

1 事故の概要

平成31年3月28日、米の山展望台駐車場において、市の業務を受託する者が運転する公用車が、当該展望台を訪れていた相手方の車両と接触した事故により、当該車両を運転していた者に被害を負わせたもの。

2 損害賠償の相手方

住 所 （記載省略）

氏 名 （記載省略）

3 損害賠償の額 1,308,083円

4 示談内容

- (1) 甲（日向市）及び乙（損害賠償の相手方）は、本件事故における乙の人身損害額（治療費、通院交通費、休業損害及び慰謝料）は1,308,083円であることを相互に確認する。
- (2) 甲は、乙の人身損害額のうち、治療費として559,506円を医療機関へ支払い、その他の損害賠償額として748,577円を乙に対して支払うものとする。
- (3) 本示談の他、本件事故に関し、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
- (4) 本示談は、本件事故における和解及び損害賠償額の決定に係る日向市議会の承認議決があったときに、その効力を生じる。

上記の示談成立において、今後本件事故による乙の人身損害に関する損害賠償は一切解決済みとし、双方共、裁判上又は裁判外において、一切異議の申立て又は請求をしないことを誓約する。

令和元年11月29日 提出

日向市長 十 屋 幸 平